

住所表示

新市においては、現在の「町名」、「字名」、「小字名」はそのまま残ります。 (現在の「町名」+「字名」が新市での「字名」となります。) なお、「大字」、「字」、「小字」の表記はしないこととなりました。

住所表示の例

現在の住所表示 ——	新市での住所表示
船井郡 園部町 小桜町 47 番地	南丹市 園部町小桜町 47番地字名
船井郡 八木町 大字八木 小字東久保 29 番地の 1	南丹市 八木町八木 東久保 29 番地の 1 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
船井郡 日吉町 字保野田 小字市野 3番地の1	南丹市 日吉町保野田 市野 3番地の1 ・
北桑田郡 美山町 大字島 小字住古瀬 23 番地	南丹市 美山町島 住古瀬 23番地 全 字名 小字名



新市のすがた

障害者(児)福祉

福祉タクシー

新市においても継続して実施されます。 対象者、助成金額については、 新市において調整されます。 【現在の助成金額(年)】

園部町 1~2万円 八木町 1~2万円 日吉町 1.2万円 美山町 1.2万円

作業所への通所支援

(交诵 書助成)

新市全域に拡大して実施されます。 基本限度額は月額5千円とし、 5千円を超える分は、1/2補助となります。 【現在の補助限度額(月)】

園部町 5千円

八木町 交通費から1万円を控除した金額

美山町 交通費の半分

障害児(者)激励事業

(未成年者障害年金)

新市全域に拡大して実施されます。 支給金額は2万円/年となります。 支給対象者は、合併後に調整されます。 【現在の支給金額等】

園部町 2万円/年

(対象:20歳未満の身体障害者手帳、

療育手帳保持者等)

八木町 1万円/年

(対象:18歳未満の身体障害者手帳、

療育手帳保持者等)

在宅重度身体障害者介護者激励事業

新市全域に拡大して実施されます。 支給金額、支給対象者等については、 合併後に調整されます。 【現在の支給金額等】

日吉町 6万円/年

(対象:重度の身体障害により寝たきり 状態が6か月以上継続している

20歳以上60歳未満の者)

身体障害者住宅改修助成事業

新市においても継続して実施されます。 補助限度額は30万円です。 【現在の補助限度額】

園部町 30万円 八木町 30万円

日吉町 30万円 美山町 50万円